

〔検討事項〕 □採択請願・陳情への対応（※要執行部協議事項）

1. 考え方について

市長等は、議会が採択した請願・陳情のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、議会は、市長等に対して、当該請願・陳情に関する処理の経過及び結果について報告を求めるものとする。

2. 福島市議会の状況

□採択した請願・陳情の処理

- (1) 採択した請願・陳情を市長に送付する。（会議規則第 137 条・第 138 条参照）
- (2) 市長に送付した請願・陳情は、2 ないし 4 年後に処理の経過及び結果の報告を求める。
(法第 125 条、先例 294 参照)
- (3) 上記 (2) の回答があり次第、定例会において諸般の報告として結果を議員へ配付する。

□地方自治法

第 125 条（採択請願の処置）

普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

□福島市議会議規則

第 137 条（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

第 138 条（陳情書の処理）

議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。ただし、議長において会議に付する必要がないと認めたものについては、この限りでない。

□先例 294

採択した請願・陳情で市長に送付したものについては、送付後 2 年ないし 4 年経過後、2 年ごとにその処理経過及び結果等について報告を求めるのが例である。

3. 参考条文、参考事例等

○四日市市 第 18 条（採択請願への対応）

市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。